

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在のB会社に雇用され、ネジの製造業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、工場内で製品であるネジの入った重さ約200kgのドラム缶を載せた台車を移動させようとして踏ん張った際、左膝を痛めた（以下「本件災害」という。）。請求人は、同月〇日にC整形外科に受診したところ「左膝関節捻挫、左膝外側側副靭帯損傷、左膝半月板損傷」と診断され、同年〇月〇日にD病院に転医し「左膝半月板損傷」と診断され、手術を受け更に加療を続けた結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）となった。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「左膝前十字靭帯損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由により発症したものであるとして、監督署長に本件傷病に係る療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、本件災害による左膝半月板損傷の症状固定後も持続する左膝の疼痛が本件傷病に起因し、本件傷病は本件災害に起因していると主張する。

この点、E医師は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の意見書において、要旨、「本件災害時に本件傷病を発症したとする診断根拠は、本件災害以前に膝の外傷がなかったという請求人の申告に基づく。」と述べているが、その診断根拠となる他覚的所見の記載がなく、請求人の申告に基づいているに過ぎない。また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「初診時に左膝関節水腫と約25mlの淡血性の関節液が認められた。半月板単独の損傷であれば淡血性になることは稀であり、本件災害時に左膝前十字靭帯と左膝半月板を同時に損傷したとすると説明が付きやすい。」と述べているが、単なる可能性を述べたものに過ぎず、採用の限りではない。

これに対し、G医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書で、要旨、「半月板や関節軟骨の損傷がある際に、関節運動を繰り返すと20ml程度の関節液の貯留を来すことは一般的な事象であり、貯留していた関節液が淡血性であったことは、本件災害以前から通常より肥厚・増生していた半月板付着部の滑膜が損傷された半月板と共に損傷を受けたことによって出血し、淡血性の関節液貯留を来すに至ったと考えられ、関節内出血をもって本件傷病を来していたとすることはできない。」と述べ、さらに、同医師は「本件災害は、台車を移動する際に踏ん張った程度で疼痛を生じたもので比較的軽度であり、軽度な外力で左膝前

十字靭帯及び左膝半月板を同時に損傷したとは考え難い。請求人は、前十字靭帯再建後から本件災害まで無症状であったとしているが、臨床症状が出現していなくても再建された靭帯や半月板に経年的変化が生じていたことが考えられ、それが本件傷病発症の主たる原因である。」と述べている。

(2) 当審査会としては、本件災害の発生状況、請求人の症状の推移等に鑑みると、本件傷病は本件災害に起因しているとはいえないとするG医師の意見は妥当であると判断する。したがって、請求人の本件傷病と本件災害との相当因果関係は認められないものと判断する。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。